

積算内訳書等の記載義務化について（お知らせ）

入札時に提出する積算内訳書に労務費等の記載を義務化します！

R8 年 10 月 1 日以降の
入札手続開始案件より

改正「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の全面施行（令和 7 年 12 月 12 日）にともない、

○ 令和 8 年 10 月 1 日以降に入札手続き※を開始する建設工事については、
「材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費」を記載した積算内訳書を提出してください。

※ 入札手続きとは、入札公告又は指名執行通知するものを指します。

○ 令和 8 年 10 月 1 日以降に入札手続きを開始する建設工事については、経費の記載が無い場合は入札を無効とします。

※ 周知期間の暫定措置として、令和 8 年 11 月 30 日までに入札手続きを開始する建設工事については、当改正の記載事項の記載がない場合でも入札を無効としないこととします。

※ 当改正の記載事項以外で内訳書の不備があった場合は、無効とします。

※ 詳細については「積算内訳書の作成等に当たっての取扱い（お知らせ）」を参照してください。

● 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抜粋）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

※必要な措置の内容については「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」による。